

## 令和6年6月市議会定例会議案件名

- 議案第44号 白河市税条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 白河市税特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 白河市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 白河市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 令和6年度白河市一般会計補正予算（第1号）
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 報告第5号 法人の経営状況について
- 報告第6号 令和5年度白河市継続費繰越しの報告について
- 報告第7号 令和5年度白河市繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第8号 令和5年度白河市事故繰越繰越しの報告について
- 報告第9号 令和5年度白河市水道事業会計予算の繰越しの報告について
- 報告第10号 令和5年度白河市下水道事業会計予算の繰越しの報告について

## 令和6年6月市議会定例会議案要旨

- 議案第44号 白河市税条例の一部を改正する条例  
地方税法等の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税の下落修正の特例措置を延長するなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第45号 白河市税特別措置条例の一部を改正する条例  
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除の適用期限を延長するものであります。
- 議案第46号 白河市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例  
地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、白河市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税の適用期限を延長するものです。
- 議案第47号 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例  
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等の地域から避難をしている方の国民健康保険税及び介護保険料の減免措置期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第48号 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第49号 白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育士の配置基準を改正するものです。
- 議案第50号 白河市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例  
屋外広告物の規制区域を本市全域とするため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第51号 令和6年度白河市一般会計補正予算（第1号）  
(1) 歳入歳出予算の補正  
歳入歳出補正総額は870,652千円増額となり、歳入歳出予算総額は32,170,652千円となりました。  
款別補正の内訳は、次のとおりであります。  
歳入については、分担金及び負担金88,000千円、国庫支出金759,

682千円、県支出金4,693千円、寄附金12,999千円、繰入金5,066千円、諸収入12千円、市債200千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、総務費513,927千円、民生費245,483千円、農林水産業費5,914千円、土木費88,401千円、教育費16,927千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出補正の主なものは、次のとおりであります。

定額減税補足給付金（調整給付）事業	512,937千円
物価高騰重点支援給付金事業（R5国予備費分）	231,263千円
児童手当支給事業	14,220千円
農業振興対策事業	5,914千円
道路改良事業（市道大谷地長坂線）	88,000千円
学校図書館利活用推進事業	5,000千円
図書館一般管理費	8,000千円
給食センター一般管理費	3,927千円

## (2) 地方債の補正

事業の変更に伴い、地方債の限度額の変更をするものであります。

### 報告第 4 号 専決処分の報告について

市管理地の管理瑕疵に係る事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

### 報告第 5 号 法人の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資している白河地方土地開発公社、公益財団法人白河観光物産協会、株式会社ひがし振興公社及び一般社団法人産業サポート白河の経営状況を説明する書類を議会に提出するものであります。

### 報告第 6 号 令和5年度白河市継続費繰越しの報告について

小峰城史跡整備事業（清水門復元整備）に係る継続費において、令和5年度内に支出が終わらなかったものがあるので、逡次繰り越して使用するため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書により議会に報告するものであります。

### 報告第 7 号 令和5年度白河市繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和5年度白河市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和6年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書により議会に報告するものであります。

報告第 8 号 令和 5 年度白河市事故繰越繰越しの報告について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、令和 5 年度白河市一般会計予算の事故繰越に係る歳出予算の経費を令和 6 年度へ繰り越したため、同令第 146 条第 2 項の規定により、事故繰越繰越し計算書により議会に報告するものであります。

報告第 9 号 令和 5 年度白河市水道事業会計予算の繰越しの報告について

報告第 10 号 令和 5 年度白河市下水道事業会計予算の繰越しの報告について

上 2 報告については、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、令和 5 年度白河市水道事業会計予算及び令和 5 年度白河市下水道事業会計予算の経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるため、それぞれ令和 6 年度へ繰り越したため、同条第 3 項の規定により、繰越し計算書により議会に報告するものであります。